

重要事項説明書 (契約条項用)

株式会社札幌北洋リース

本説明書に基づき、各種契約書に記載されている「契約条項」の内容やお客さまの賃借人としての責任・義務について、当社社員が特に重要な事項を説明いたします。ご不明な点は何なりとご質問ください。また、後日、契約内容について再確認したい場合は、上記の取引部店にお問い合わせください。なお、本書の説明文は一般のリース契約に関するものですので、他種契約の場合は、契約種類に応じた文言に変えて説明させていただきます。

各説明項目に該当する契約条項を、契約種類毎に以下の要領で表示しています。
一般リース=L、プログラムリース=P、自動車リース=A、割賦販売=S

契約の目的・ 中途解約の禁止	L第1条・L第2条、P第1条・P第2条、A第1条、S第1条 リース会社は賃借人が指定する売主から賃借人が指定する物件を購入し、賃借人にリースし、賃借人がこれを借り受けま す。 <u>リース契約は、契約に定める場合を除き中途解約できません。</u>
物件の搬入・ 引渡し	L第3条、P第3条、A第2条、S第2条 物件は売主から搬入されます。賃借人は搬入された物件を検査し、物件の品質等が契約の内容に適合していることを確認し て、借受日を記載した物件借受証をリース会社に発行します。リース会社が物件借受証を受け取ったときに、この借受日をも ってリース会社から賃借人に物件が引渡されたものとします。
リース開始日・ 期間	L第4条・L第5条・L第6条、P第4条・P第5条・P第6条、A第3条・A第4条・A第7条、S第5条・S第6条 賃借人は物件の引渡しをうけたとき(物件借受証記載の借受日)から物件を使用できます。リース期間は契約書記載のとおり で物件借受証記載の借受日より起算します。賃借人は契約書記載の期日・方法によりリース料を支払います。
物件の所有権	L第8条・L第9条、P第10条、A第6条・A第9条、S第3条 リース会社は、リース会社が物件の所有権を有する旨の標識を貼付します。賃借人は、リース会社の所有権を侵害する行為 をしません。
物件の保守・ 修繕	L第4条、P第4条、A第7条、S第5条 賃借人は物件の保守、点検、整備を行い、物件が損傷したときは賃借人がその費用を負担し修繕を行います。
物件の保険	L第15条、A第12条、S第12条・S第13条 リース会社は物件に保険をつけ、物件に係る保険事故が発生し、賃借人が第4条にしたがって物件を修繕したときは、保険 金を賃借人に支払います。物件が滅失(修繕不能を含む)したときは、保険金を限度として賃借人は損害賠償金の支払いを 免れます。
物件の品質等の 不適合	L第16条、P第8条、A第10条、S第4条 リース会社は物件の品質等の不適合があった場合の責任を負いません。賃借人は売主に直接請求し、リース会社は、売主 に対する買主としての請求権を賃借人に譲渡する手続をとるなど、賃借人の売主に対する直接請求に協力します。ただし、 賃借人はリース料の支払いを免れることはできません。
物件の滅失・ 損傷	L第18条、P第9条、A第15、S第11条 引渡しから返還までに物件が滅失・損傷等した場合、賃借人はその原因のいかんを問わず、リース料の支払いを拒んだり、 リース会社に対して損害賠償等を請求することはできません。物件が滅失した場合、賃借人はリース会社に損害賠償金を支 払い、契約は終了します。
契約違反	L第20条、P第21条、A第17条、S第14条 賃借人がリース料の支払いを怠ったとき、契約の条項に違反したとき、賃借人に信用不安や倒産の事実等があったとき、リー ス会社は契約を解除し、賃借人はリース会社に物件を返還するとともに規定損害金を支払います。
契約の更新 (再リース)	L第22条、P第23条、A第21条 リース期間の満了前に、賃借人とリース会社は協議して、同一物件について新たなリース契約をすることができます。
物件の返還・ 清算	L第23条、P第24条、A第19条・A第20条、S第17条 リース期間の満了または解除により契約が終了したとき、賃借人は、 <u>賃借人の責任と負担でリース期間中に生じた物件の損 傷を原状回復したうえで、リース会社指定の場所に物件を返還します。物件の分離除去・原状回復の費用をリース会社が負 担した場合、賃借人はこれらの費用をリース会社に支払います。またリース会社は契約締結時に施行されていない法令によ り生じた物件の廃棄等の費用の全部または一部の負担を賃借人に求めることができます。リース期間の途中で物件が返還さ れ、賃借人が第20条の支払いをしたときに、物件の処分価値と満了時見積残存価値との差額を清算します。</u>
連帯保証人	L第24条、P第25条、A第23条、S第22条 連帯保証人は、この契約に基づく賃借人のリース会社に対する一切の債務を保証し、賃借人と連帯して債務履行の責任 を負います。
反社会的勢力 の排除	L第26条、P第26条、A第24条、S第19条 賃借人および連帯保証人は、暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、将来も該当しないことを確約します。該 当することが判明した場合は、リース会社はこの契約を解除することができます。
特約事項	L第27条、P第27条、A第26条、S第24条 特約事項は、この契約の他の条項に優先して適用されます。